

平成五年通商産業省令第七十二号

指定定期検査機関、指定検定期間、指定計
量証明検査機関及び特定計量証明認定機関
の指定等に関する省令

計量法（平成四年法律第五十一号）第三章第五
節、第五章第五節及び第六章第二節の規定に基づ
き、指定定期検査機関、指定検定期間及び指定計
量証明検査機関の指定等に関する省令を次のよう
に定める。

目次

- 第一章 指定定期検査機関（第一条―第八条）
- 第二章 指定検定期間（第九条―第十六条）
- 第三章 指定計量証明検査機関（第十七条・第
十八条）

第三章の二 特定計量証明認定機関（第十八条
の二―第十八条の十二）

第四章 適用除外（第十九条）

第五章 雑則（第二十条）

附則

第一章 指定定期検査機関

（指定の申請）

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下
「法」という。）第二十六条の規定により指定の
申請をしようとする者は、様式第一による申請
書に次に掲げる書類を添えて、定期検査を行お
うとする場所を管轄する都道府県知事（その場
所が特定市町村の区域にある場合にあつては、
特定市町村の長）に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度
の最終日における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度に
おける事業計画書及び収支予算書（定期検査
の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを
区分したもの）

四 次に掲げる事項を記載した書面
イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、第二条
の二に規定する構成員（以下この号におい
て単に「構成員」という。）のうち主たる
者の氏名（構成員が法人である場合には、
その法人の名称）並びに構成員の構成割合
ロ 定期検査の業務を行う特定計量器の種類
ハ 定期検査の業務を行う地域
ニ 一年間に定期検査を行うことができる特
定計量器の数

ホ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の
数、性能、所在の場所及びその所有又は借
入れの別

へ 定期検査を実施する者の資格及び数
ト 定期検査以外の業務を行つている場合に
あつては、その業務の種類及び概要
チ 手数料の額

- 五 申請者が法第二十七条各号の規定に該当し
ないことを説明した書面
- 六 申請者が第二条の三各号の規定に適合する
ことを説明した書類
（指定の基準）

第二条 法第二十八条第一号の経済産業省令で定
める器具、機械又は装置は、別表第一の特定計
量器の欄に掲げる特定計量器（質量計及び皮革
面積計に限る。次項において同じ。）ごとに同
表の検査設備の欄に掲げるものであつて、前条
第四号ロの特定計量器の定期検査を適確に遂行
するに足りるものとする。

2 法第二十八条第二号の経済産業省令で定める
条件に適合する知識経験を有する者及び同号の
経済産業省令で定める数は、別表第一の特定計
量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同
表の定期検査又は計量証明検査を実施する者の
欄に掲げるとおりとする。

（指定定期検査機関の構成員）
第二条の二 法第二十八条第三号の法人の種類に
応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各
号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各
号に掲げるものとする。

- 一 一般社団法人 社員
- 二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五
百七十五条第一項の持分会社 社員
- 三 会社法第二十一条第一号の株式会社 株主
- 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律
第八十一号）第三条の事業協同組合、事業
協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合
法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三条
第一項の農業協同組合 組合員
- 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連
合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業
協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構
成する者
- 六 その他の法人 当該法人の種類に応じた前
各号に掲げる者に類するもの
（指定の基準）
- 第二条の三 法第二十八条第四号の経済産業省令
で定める基準は、定期検査の実施に係る組織、
定期検査の方法、手数料の算定の方法その他の
定期検査の業務を遂行するための体制が次の各
号に適合するよう整備されていることとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うもので
ないこと。

- 二 定期検査を受ける者との取引関係その他の
利害関係の影響を受けないこと。
- 三 前各号に掲げるもののほか、定期検査の公
正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。
（指定の更新の手続）

第二条の四 法第二十八条の二の規定により、指
定定期検査機関が指定の更新を受けようとする
場合は、第一条から前条までの規定を準用す
る。この場合において第一条中「様式第一」と
あるのは「様式第一の二」と読み替えるものと
する。

（業務規程）
第三条 指定定期検査機関は、法第三十条第一項
前段の規定により業務規程の認可を受けよう
とするときは、様式第二による申請書に業務規
程を添えて、当該指定に係る都道府県知事（以
下この章において「委任都道府県知事」という。）
又は当該指定に係る特定市町村の長（以下この
章において「委任特定市町村の長」という。）
に提出しなければならない。

2 法第三十条第二項の業務規程で定めるべき事
項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定期検査の業務を行う時間及び休日に関す
る事項
- 二 定期検査の業務を行う特定計量器の種類
定期検査を行う場所に関する事項
- 三 定期検査に関する証明書の発行に関する
事項
- 四 定期検査を実施する者の選任及び解任に関
する事項
- 五 定期検査を実施する者の配置に関する事項
- 六 定期検査を実施する者の配置に関する事項
- 七 定期検査に使用する検査設備の管理に関す
る事項
- 八 定期検査済証印の管理に関する事項
- 九 定期検査の未受検者に対する受検促進に関
する事項
- 十 手数料の収納の方法に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、定期検査の
業務に関し必要な事項

3 指定定期検査機関は、法第三十条第一項後段
の規定により業務規程の変更の認可を受けよう
とするときは、様式第三による申請書を委任都
道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しな
ければならない。

（帳簿）
第四条 法第三十一条の経済産業省令で定める事
項は、次に掲げるとおりとする。

一 定期検査を受けなければならないと見込ま
れる者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては、その代表者の氏名

- 二 前号に掲げる者の使用する特定計量器の種
類、名称及び性能の概要
- 三 定期検査を行った年月日
- 四 定期検査を実施した者の氏名
- 五 定期検査の成績及び合格又は不合格の別
（合格しなかった特定計量器については、そ
の理由及び製造番号）

六 第一号に掲げる者のうち、定期検査を受け
なかった者のその理由
2 指定定期検査機関は、定期検査を行ったとき
は、遅滞なく、当該定期検査を行った区域ごと
に、前号に掲げる事項を特定計量器の種類ごと
に区分して、帳簿に記載しなければならない。

3 指定定期検査機関は、前項の帳簿を次の定期
検査が終了するまでの間、保存しなければならない。
（電磁的方法による保存）
第四条の二 前条第一項各号に掲げる事項が、電
磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人
の知覚によつて認識することができない方法を
いう。以下同じ。）により記録され、当該記録
が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて
直ちに表示されることができるようにして保存
されるときは、当該記録の保存をもつて法第三
十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の
保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済
産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけ
ればならない。
（業務の休廃止）
第五条 指定定期検査機関は、法第三十二条の規
定により定期検査の業務の全部若しくは一部を
休止し、又は廃止の届出をするときは、全部若
しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日
の三月前までに、様式第四による届出書を委任
都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出し
なければならない。

第六条 削除
第七条 削除
（業務の引継ぎ）
第八条 法第三十九条第二項の経済産業省令で定
める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 指定定期検査機関は、定期検査の業務を引
き継ぐ旨を記載した書面を、委任都道府県知

事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。

二 指定定期検査機関は、定期検査の業務に關する帳簿及び書類を、委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に引き渡さなければならない。

三 指定定期検査機関は、その他委任都道府県知事又は委任特定市町村の長が必要と認める事項に關し引き継がなければならない。

第二章 指定検定期間

(指定の申請)

第九條 法第六百六條第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（検定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、第十条の二に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合

ロ 検定（変成器付電気計器検査、法第七十八條第一項（法第八十一條第二項及び法第八十九條第三項において準用する場合を含む。）の試験（以下「型式承認試験」という。）及び法第九十三條第一項の調査を含む。）以下この章において同じ。）の業務を行う特定計量器の種類
ハ 一年間に検定を行うことができる特定計量器の数
ニ 検定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ホ 検定を実施する者の資格及び数
ヘ 検定を実施する者のうち、その業務を統括し、かつ、当該業務に關する指導及び教育訓練についての権限及び責任を有する者（トにおいて「検定管理責任者」という。）の氏名

ト 次項の規定により業務の範囲を限つて検定を行う場合にあつては、検定管理責任者

が申請の日から起算して過去五年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する指定検定期間の検定に關する講習を修了した旨及び修了年月日

チ 検定以外の業務を行っている場合に於ては、その業務の種類及び概要
リ 手数料の額

五 申請者が法第六百六條第三項において準用する法第二十七條各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第十条の三各号の規定に適合することを説明した書類
七 経済産業大臣は、前項の申請を受けた場合には、検定を行うことができる者の能力又は申請により、当該者が行うことができる検定の種類を、変成器付電気計器検査、法第七十八條第一項（法第八十一條第二項及び法第八十九條第三項において準用する場合を含む。）の試験及び法第九十三條第一項の調査以外のものに限定することができる。この場合において、経済産業大臣は、検定を行うとする者の能力又は申請により、別表第二の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げるところにより、さらにその業務の範囲を限定することができる。

第十條 法第六百六條第三項において準用する法第二十八條第一号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第三（前条第二項の規定により業務の範囲を限つて検定を行う場合にあつては、別表第四。この項及び次項において同じ。）の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとに別表第三の検定設備の欄に掲げるものであつて、前条第一項第四号ロの特定計量器の検定を適確に遂行するに足りるものとする。

二 法第六百六條第三項において準用する法第二十八條第二号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第三の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の検定を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

第十條の二 法第六百六條第三項において準用する法第二十八條第三号の法人の種類に應じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 一般社団法人 社員
二 会社法第五百七十五條第一項の持分会社 社員
三 会社法第二条第一号の株式会社 株主
四 中小企業等協同組合法第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合 組合員
五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
六 その他の法人 当該法人の種類に應じて前各号に掲げる者に類するもの（指定の基準）

第十條の三 法第六百六條第三項において準用する法第二十八條第四号の経済産業省令で定める基準は、検定の実施に係る組織、検定の方法、手数料の算定の方法その他の検定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
二 検定を受ける者との取引関係その他の利害關係の影響を受けないものとして次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 指定検定期間の申請者が株式会社である場合にあつては、検定を受ける者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九條第一項に規定する親法人をいう。）でないこと。

ロ 指定検定期間の申請者が法人である場合にあつては、指定検定期間の申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。）に占める検定を受ける者の役員又は職員（過去二年間に当該検定を受ける者の役員又は職員であつた者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていないこと。

ハ 指定検定期間の申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員。）が、検定を受ける者の役員又は職員でないこと。

ニ 検定の実施部門が部門として独立し、かつ、検定の実施部門の役員及び職員が、検定を受ける者の検定に影響を与える他の部門の役員及び職員を兼ねないこと。

三 前各号に掲げるもののほか、検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(指定の更新の手續)

第十條の四 法第六百六條第三項において準用する法第二十八條の二の規定により、指定検定期間が指定の更新を受けようとする場合は、第九條から前条までの規定を準用する。この場合において第九條第一項中「様式第一」とあるのは「様式第一の二」と読み替へるものとする。（業務規程）

第十一條 指定検定期間は、法第六百六條第三項において準用する法第三十條第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第六百六條第三項において準用する法第三十條第二項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 検定の業務を行う時間及び休日に関する事項
二 検定の業務を行う特定計量器の種類
三 検定を行う場所に関する事項
四 検定に關する証明書の発行に関する事項
五 検定を実施する者の選任及び解任に関する事項

六 検定を実施する者の配置に関する事項
七 検定を実施する者の教育訓練に関する事項
八 検定に使用する検定設備の管理に関する事項

九 検定証印の管理に関する事項
十 手数料の額及び収納の方法に関する事項
十一 前各号に掲げるもののほか、検定の業務に關し必要な事項

三 指定検定期間は、法第六百六條第三項において準用する法第三十條第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第十二條 法第六百六條第三項において準用する法第三十一條の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 検定を申請した者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
二 検定の申請を受けた年月日

三 検定の申請に係る特定計量器の種類、名称、製造番号及び型式承認表示が付されたものにあつては、型式承認番号

四 型式承認試験を行った場合に於ては、特定計量器の構造、材質及び性能の概要

五 検定を行った年月日及び場所

六 検定を実施した者の氏名

七 検定の成績及び合格又は不合格の別（合格しなかつた特定計量器については、その理由及び製造番号）

二 指定検定機関は、検定を行ったときは、遅滞なく、前項に掲げる事項を特定計量器及び検定の種類ごとに区分して、帳簿に記載しなければならない。

三 指定検定機関は、前項の帳簿を、検定の有効期間があるものにあつては、次の検定が終了するまでの間、有効期間のないものにあつては、必要に応じ、保存しなければならない。（電磁的方法による保存）

第十二条の二 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第六十六条第三項において準用する法第三十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

二 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第十三条 指定検定機関は、法第六十六条第三項において準用する法第三十二条の規定により検定の業務の全部又は一部を休止又は廃止の届出をするときは、全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第十四条 削除

第十五条 削除

第十六条 指定検定機関は、検定の業務を経済産業大臣に引き継ぐとするとときは、次に掲げる

一 検定の業務を引き継ぐ旨を記載した書面を、経済産業大臣に提出すること。

二 検定の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

第三章 指定計量証明検査機関

（指定の基準）

第十七条 法第二百一十一条第二項において準用する法第二十八条第一号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第一の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとに同表の検査設備の欄に掲げるものであつて、第一条第四号ロの特定計量器の計量証明検査を適確に遂行するに足りるものとする。

二 法第二百一十一条第二項において準用する法第二十八条第二号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第一の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の定期検査又は計量証明検査を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

第十八条 第一条、第二条の二から第五条まで及び第八条の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「委任都道府県知事又は委任特定市町村の長」とあるのは「委任都道府県知事」と、第一条中「都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場所にあつては、特定市町村の長）」とあるのは「委任都道府県知事」と、第三条第一項中「都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）又は当該指定に係る特定市町村の長（以下「委任特定市町村の長」という。）」とあるのは「委任都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三章の二 特定計量証明認定機関（指定の区分）

第十八条の二 法第二百一十一条の七の経済産業省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 大気中のダイオキシン類
二 水又は土壌中のダイオキシン類
三 大気中の一・二・四・五・六・七・八・ハ・オクタクロロ一・二・三・三・ア・四・七・七・八・ヘキサヒドロ一・四・七・メタノール一・H-I-インデン（別名クロルデン）、一・一・一・トリクロロ一・二・二・ビス（四・クロロフェニル）エタン（別名DDT）又は一・四・五・六・七・八・ハ・ヘプタクロロ一・三・ア・四・七・七・八・ヘキサヒドロ一・四・七・メタノール一・H-I-インデン（別名ヘプタクロル）
四 水又は土壌中の一・二・四・五・六・七・八・ハ・オクタクロロ一・二・三・三・ア・四・

七・七・ア・ヘキサヒドロ一・四・七・メタノール一・H-I-インデン（別名クロルデン）、一・一・トリクロロ一・二・二・ビス（四・クロロフェニル）エタン（別名DDT）又は一・四・五・六・七・八・ハ・ヘプタクロロ一・三・ア・四・七・七・八・ヘキサヒドロ一・四・七・メタノール一・H-I-インデン（別名ヘプタクロル）

（指定の申請）

第十八条の三 法第二百一十一条の七の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（法第二百一十一条の二の認定（以下単に「認定」という。）の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものである）

四 次に掲げる事項を記載した書面
イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、第十八条の五に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
ロ 一年間に認定を行うことができる事業所の数

ハ 認定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
ニ 統括検査員（検査員（法第二百一十一条の八第一号に規定する経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者であつて、認定を実施する者をいう。以下同じ。）のうち、認定に係る機械又は設備を自ら操作する能力を有し、検査員の指揮、認定の作業監督及び認定の結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）及び検査員の資格及び数
ホ 認定以外の業務を行っている場合に於ては、その業務の種類及び概要
ヘ 手数料の額

五 申請者が法第二百一十一条の十において準用する法第二十七条各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第十八条の六各号の規定に適合することを説明した書類
（指定の基準）

第十八条の四 法第二百一十一条の八第一号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は外国にあるこれらの大学に相当する大学を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者であつて、品質管理に関する実務経験を二年以上有する者

二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、品質管理に関する実務経験を四年以上有する者

三 品質管理に関する実務経験を六年以上有する者
四 経済産業大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
法第二百一十一条の八第一号の経済産業省令で定める数は、指定の区分ごとに検査員二名（うち一名は統括検査員とする。）とする。

第十八条の五 法第二百一十一条の八第二号の法人の種類に応じ、経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 一般社団法人 社員
二 会社法第五百七十五条第一項の持分会社 社員
三 会社法第二条第一号の株式会社 株主
四 中小企業等協同組合法第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合 組合員

五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者

六 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの

(指定の基準)

第十八条の六 法第二百一十一条の八第三号の経済産業省令で定める基準は、認定の実施に係る組織、認定の方法、手数料の算定の方法その他の認定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。

二 認定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三 前各号に掲げるもののほか、認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(指定の更新の手続)

第十八条の七 法第二百一十一条の十において準用する法第二十八条の二の規定により、特定計量証明認定機関が指定の更新を受けようとする場合は、第十八条の二から前条までの規定を準用する。この場合において、第十八条の三中「様式第一」とあるのは、「様式第一の二」と読み替えるものとする。

(業務規程)

第十八条の八 特定計量証明認定機関は、法第二百一十一条の十において準用する法第三十条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二百一十一条の十において準用する法第三十条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 認定の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 認定の業務を行う区分に関する事項
- 三 特定計量証明事業に係る認定証の発行に関する事項
- 四 統括検査員又は検査員の選任及び解任に関する事項
- 五 認定に使用する設備の管理に関する事項
- 六 手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 七 認定の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 認定の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、認定の業務に關し必要な事項

3 特定計量証明認定機関は、法第二百一十一条の十において準用する法第三十条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第十八条の九 法第二百一十一条の十において準用する法第三十一条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 認定を申請した者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の申請を受けた年月日

三 認定の申請に係る事業の区分

四 認定を行った年月日

五 認定を実施した統括検査員の氏名

六 認定の概要及び結果

2 特定計量証明認定機関は、認定を行ったときは、遅滞なく、前項に掲げる事項を事業の区分ごとに帳簿に記載しなければならない。

3 特定計量証明認定機関は、前項の帳簿を、認定に係る最終の記載の日から起算して三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十八条の十 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二百一十一条の十において準用する法第三十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(業務の休廃止)

第十八条の十一 特定計量証明認定機関は、法第二百一十一条の十において準用する法第三十二条の規定により認定の業務の全部又は一部を休止又は廃止の届出をするときは、全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の引継ぎ)

第十八条の十二 特定計量証明認定機関は、認定の業務を経済産業大臣に引き継ぐとするとときは、次に掲げるところにより行わなければならない。

一 認定の業務を引き継ぐ旨を記載した書面を経済産業大臣に提出すること。

二 認定の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

第四章 適用除外

(条例等に係る適用除外)

第十九条 第一条、第三条第一項及び第三項、第五項並びに第十八条において準用する第一条、第三条第一項及び第三項並びに第五条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則、その他の定めについて別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

2 第一条、第三条第一項及び第三項並びに第五条(特定市町村の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、特定市町村の条例、規則、その他の定めについて別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第五章 雑則

(電磁的記録媒体による提出)

第二十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。及び様式第八の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第九条第一項の様式第一による申請書、同項第一号に掲げる定款及び同項第二号から第六号までに掲げる添付書類

二 第十条の四において準用する第九条第一項の様式第一の二による申請書、同項第一号に掲げる定款及び同項第二号から第六号までに掲げる添付書類

三 第十一条第一項の様式第二による申請書及び業務規程

四 第十三条の様式第三による申請書

五 第十三条の様式第四による届出書

六 第十八条の三の様式第一による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類

七 第十八条の七において準用する第十八条の三の様式第一の二による申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類

2 この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

八 第十八条の八第一項の様式第二による申請書及び業務規程

九 第十八条の八第三項の様式第三による申請書

十 第十八条の十一の様式第四による届出書

前項の電磁的記録媒体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二 日本産業規格X六二三五及びX六二四九又はX六二三五及びX六二五二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

附 則

この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年二月一六日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月七日通商産業省令第三一三号)

この省令は、平成一二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二二年八月九日通商産業省令第一四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年一〇月一三日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日通商産業省令第三二二号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第六十六条第一項及び法第二百一十一条第一項の指定の申請であつ

[illegible]

	二地域ブロック	北海道・東北ブロック	一
	の区分	関東・甲信越ブロック	二
		東海・北陸ブロック	三
		近畿ブロック	四
		中国・四国ブロック	五
		九州・沖縄ブロック	六

備考 この表において、地域ブロックとの区分は、次の各号に定める都道府県の区分とする。

- 一 北海道・東北ブロック 北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び福島県
- 二 関東・甲信越ブロック 新潟県、長野県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県
- 三 東海・北陸ブロック 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県及び福井県
- 四 近畿ブロック 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及び兵庫県
- 五 中国・四国ブロック 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、香川県及び愛媛県
- 六 九州・沖縄ブロック 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

別表第三（第十条関係）

指定検定設備の区分名称	性能	条件	検定を実施する者	人数
非自基準動是分銅かり基準		次のいずれかに該当すること。	一般	一
はり	零下十度から旧専門学校令による大学又は士	一 学校教育法に計		
恒温	五十度までの専門学校のい	る専門学校のい		
恒湿	範囲内の任意で温度が保持課程を修めて卒業以上	した者（当該課程上		
装置	五十湿度百分率から八十五の専門職大学の前む	湿度百分率早期課程を修了した六		
	での範囲内の者を含む。）で、質名	任意の湿度が量計の検査に一年		
	保持できるも以上従事した者	二 研究所の「一		
静電気の放電圧をコンデンサをを終了した者で、計量の実務に一年以上従事した者				

[illegible]

	強度が十ボルト毎メートルの高周波を発生できるもの	
ガラ基準計温度ス製ガラ温度ス製下三十度から一学校教育法に三百六十度まよる大学、旧大学のうち一定令による大学又はの範囲のもの旧専門学校令によであつて、目する専門学科にお量が〇・五度に修められて卒業以下のもの課程を修めて卒業程度零下三十三した者(当該課程検査から三百六を修めて同法により一度までのうる専門職大学の前の目盛線を検者を含む)で、温査でききるもの年度計の検査に一年アル還流冷却器付以上従事した者カラスコ、ビニ研究所の「一般出ユレット」ひ般計量教習」以上の試験よう量が二十を修了した者で、グラム以上に計量の実務に一年以上あつて、目量以上に従事した者が〇・〇〇一三一一般計量士グラム以下の一四又一は二に掲非自動はりける者と同等以上目の開きが能力を有している・三ミリメると研究所理事長イトル及びびが認めた者○・四ミリメートル標準網ふるい及び乳鉢熱処室温から三百理用六十度までの験のうち一定の範圍の温度を保持できるもの槽長さ計ることができきる長さがある十センチメートルのものであつて、目量が一ミリメートル	生ずることや次のいずれかに該名	二名

[illegible]

名二

[illegible]

名二

電気式 ア液基 ネロ型 イド力 計、	型血基 重計 圧計 へ検 出力 が電 又 は 計	気式血 の計 の計 の計 の計	を基 の計 の計 の計	いう の計 の計 の計	剛性 日本 産業 規格	容器 T一 一五 以上	圧力 規定 する 試験	発生 がで きる もの	装置 T手 字	継手 び	及 び	ホ ー	ス 温	恒 温	槽 湿	直 流	電 源
電圧一 ミリ ボルト	計電 圧一 ミリの 精度の	計電 流一 マイク ロア の精度	計電 流一 マイク ロア の精度	計電 流一 マイク ロア の精度	力計の検査に一年	力計の検査に一年	一般計量教習「以上	を修了した者で、	計量の実務に一年	以上従事した者	三一般計量士	四一又は二に掲	げる者と同等以上	の能力を有してい	ると研究所理事長	が認めた者	
次のいずれかに該二	当すること。	一 学校教育法に	よる大学、旧大学	令による大学又は	旧専門学校によ	る専門学校におい	て理学又は工学の	課程を修めて卒業	した者（当該課程	を修めて同法によ	る専門職大学の前	期課程を修了した	者を含む。）で、圧				

[illegible][illegible]

規定する耐電圧及び巻線端子間耐電圧の試験ができるもの	交流電源C二一八三—二及び二一七三—二に規定する試験の電圧を発生させることができるものであるもの	温度湿度試験C二一八三—二に規定する温度特性、高温乾燥の影響、低温の影響、高温高湿の影響、温度サイクルの影響及び耐久性の試験ができるもの	パイナル試験C二一八三—二に規定する試験の影響の試験ができるもの	サージ試験C二一八三—二に規定する試験の影響の試験ができるもの	位置試験C二一八三—二に規定する試験の影響の試験ができるもの	標準計器変器C二一八三—二に規定する試験及び日本産業規格器差試験と並び日本産業規格C一七三六—二に規定する比誤差及び位置試験C二一八三—二に規定する試験の影響の試験ができるものであるもの	成器
----------------------------	--	--	----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	---	----

名九十二百

七十二名

[illegible][illegible]

年 月 日

經濟學大綱

[illegible]